

令和５年度 市の施策として取り組むべき課題について（各区からの報告）

【その他の課題】

令和5年8月

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
情報提供	1	児童ケース	「保育所等訪問支援」について、保育園や小学校等がこのサービスについて知らず、認識がないことで構えてしまう教育機関も多く、実際小学校から「部外者扱い」をされ、学校への出入りを拒否されるといったケースもあった。 また、登校拒否ケースも多く、学校によっては先生の迎えがあったりもするが対応に限界もあり、親も障がいを抱えているなど送迎が難しい場合など通学時支援や子育てとして使えるサービスも無く、学校も親も抱え込んでいる状況がある。	「保育所等訪問支援」においてはまだまだ認知度が低いため、区の窓口や市としてもサービス（内容や対象者の範囲、必要性について等）の周知をする・教育委員会等を通じて適切に情報提供をし理解する仕組みづくりが必要である。 学生の引きこもり支援については移動支援や家事援助等、サービスの支援範囲を拡充する・又は学校での支援体制を強化する等により重度化を防ぎ、早期対応ができる体制づくりが必要。	インクルージョン実現のために必要なサービスであり、区や市ごとにおいて格差が生じにくい様に働きかけるには市として取り組むことが重要と考える。 複合課題を抱えるケースは多く、その一つでもある引きこもりについては社会問題ともされており、市として早期対応へつながる支援体制について取り組む必要がある為。	都島区
	2	18歳までセルフプランの方が抱える課題	<18歳問題> これまで児童サービスを使っていた方が18歳になり成人のサービスを利用することになる。その際に児童でセルフプランの場合は、18歳になるまでの間に、成人の通所の場にどんな所があるかよく知ることが出来なかったり、相談員がついていないことで、放デイと成人の通所の場との橋渡し役が居らず、一貫した支援がなされないことがある。	18歳までに児童サービスを利用されていてセルフプランの方には、ライフステージの変わる18歳時に不利益とならないよう、障がい児相談支援をつけるメリットを利用者ご家族によくアナウンスしたり、そもそも区によるバラツキの多い障がい児計画相談の達成率を上げるよう相談支援体制の充実を図らなければならない。	18歳という法制度やサービスが変わるタイミングで、セルフプランになっていた方が困ることのないよう、あらかじめ障がい児相談支援がつくよう、障がい児計画相談の達成率を上げるよう市としての対策が必要と考える。	都島区
	3	障がい児の就学・進学相談について	大阪市が準備する障がい児の就学相談情報は、大阪市のホームページに記載されているが、その情報を知らない障がい児の親が多く、手元に送られてくる学校選択制の案内を受け取ってから障がい児の就学相談を知ることになる。このことで時期を逃してしまい学校を選ぶことができないという不利益が生じている。	大阪市のホームページで障がい児の就学相談についての情報がアップされていることの周知と、学校案内の配布が前倒しできるよう教育委員会事務局等との調整を行うなど改善を進めていただきたい。	同調整は本庁において調整されることが妥当と考えられるため。	此花区
	4	早期発見・早期療育と同時に障がい受容をすすめていける体制づくり	乳幼児健診等を通じ、普段から保健センターの方々（保健師・心理士）にはリスク児を含む発達遅滞児に関し、療育の必要性を保護者等に話されているかと思いますが、発見時から保育園、幼稚園、児童発達支援センターでの療育に至るまで、これら療育・保育機関と保健センター、家児相が連携しながら、障がい児とその家族を支え、療育支援と障がい受容をすすめていける体制の構築が急務と考えます。	保健福祉センターと支援機関がリスク児を含む障がい児の支援体制の在り方について話し合う場を設定する必要があると考えます。	西淀川区においても、自立支援協議会で作成した「サポートファイル」も活用しながら、こどもやその家族を支えていくために、行政・民間それぞれの役割を果たす中で、連携し、一緒に体制づくりをすすめていかなければならないと考えています。	西淀川区
	5	障がい者の親なきあとについて	80-50問題で見られるように、障がい者の親が高齢、病気等でこれまで家庭内で抱え込んできたものが顕在化し、支援が急に必要となり対応に苦慮するケースが増えている。	親なきあとのために、今できることや、将来に向けてこれから必要になる手続きや準備などの情報を提供する。高齢の親世代だけでなく、障がい児をもつ若い親世代に対しても啓発する必要がある。	障がいだけでなく、高齢、子育て支援などの関係制度や、障がい年金、成年後見制度などの関係制度をまとめたり、想定される準備できることを検討するには、市全体の横断的な取組みが必要と考える。	阿倍野区
	6	スマホのキャッシュレス（キャリア）決済に伴う金銭管理の複雑化について	昨今、スマホにチャージした額を月々のスマホ料金とまとめて支払いできるキャリア決済があります。 金銭管理に困難さを抱えている方は、こうしたキャリア決済が容易く利用できることで本人の支払い能力を超えたチャージをしてしまう例が後を絶ちません。また、支援者からすれば本人がスマホ一つで完結するため、事態を把握しづらい現状にあります。	窓口での契約者に対する一部機能制限の案内など、より一層の丁寧な説明を行うようスマホ事業者等に求めていく必要があります。	区単位で解決できない課題であるため。 （市・国課題）	東住吉区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
	7	緊急時のショートステイ利用について	緊急にショートステイの利用が必要となった場合、対応可能な施設を探すのにかなりの労力・時間を要しています。	各施設の専門性や緊急時の対応が可能か否かといった情報を一覧で作成し、あらかじめ市内の相談支援機関に共有しておくなど、速やかな支援を行える仕組みづくりが求められます。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区
社会資源	8	精神障がいのため入退院を繰り返す人への支援について	精神障がいの特性上、入退院を繰り返すことがあるため、入院中はグループホーム利用にかかる報酬が入らず、支援員・世話人を常時雇用している事業者の経営（運営）が不安定になっているとの声がある。	運営状況について把握・分析のうえ必要に応じて国への要望や制度の充実に向けた施策に取り組んでいただきたい。	地域移行支援・地域定着支援については制度化されているものの、左記の現状を踏まえたさらなる安定化策について健康局とも連携した対応が必要と考えられるため。	此花区
	9	地域生活支援拠点等整備事業をすすめていくにあたり、特に緊急時の受け入れ・対応について	西淀川区には、障がい者支援施設はなく、グループホームにも空き室があまりない状況です。市において、「障がい者夜間休日等緊急時支援事業」「障がい者緊急一時保護事業」を整備され、自立支援協議会等において説明、各事業所への周知を行っておりますが、場所の確保が難しいのが現実です。障がい者だけではなく、障がい児においても保護者の病気や精神状態の悪化等、緊急を要する対応も少なくありません。	とりあえず場所の確保という意味で、区内にある市営住宅の空室を貸して頂くことはできないのでしょうか？	支援者等人の問題、賃料等お金の問題があることは承知いたしておりますが、今、目の前で支援しなければいけない方に対し、行政と民間が知恵を出し合う機会があればと考えています。	西淀川区
	10	通学支援について	・一部の支援学校の送迎バスは、保護者の付き添いが必要とされているため、ひとり親家庭の場合、親が体調不良の時は学校を休まざるを得ないことがある。 ・疾患を持つ保護者もあり、通学支援が必要な子どもは、保護者の体調によって通学できない日がある。	・通学支援を行っている市町村もあることから、大阪市においても学びの機会を保障するために必要な体制を整備する必要がある。	・通学についてどのような支援が必要なのか、福祉と教育の縦割りを超えて学びの機会の保障が必要と考える。	淀川区
差別・合理的配慮	11	2階建てコンビニでのユニバーサルデザイントイレの問題について	2階建てコンビニで階段しかない状況で、2階にユニバーサルデザイントイレがあるコンビニが増えてきており、車いすユーザーがトイレが使えなくて困っている。	2階建てコンビニで階段しかない状況で、2階にユニバーサルデザイントイレを作らせないようにする。またはEVを設置するようにさせる。	大阪市として、府や業界団体にも働きかけて、こういったコンビニが増えないよう、早急に対応する必要がある。	都島区
事業者指導	12	障がい福祉サービス提供事業所による利用者にとって不利益となる行為について	標題の行為のうち、例えば差別や虐待にかかるものについては法に基づいて適切に運用されているものの、事業者の質に問題がある事象については、いわゆるグレーゾーンとして現状のままの取扱となっている可能性がある。	事業者指導に明らかに該当しない事象であっても、事業者の質の向上を図るための勉強会・研修の強化や事業者に対する助言の強化などを自立支援協議会とともに実施していただきたい。	市の施策として、事業のノウハウを有する本庁と権限を有する船場の事業所とがより一層連携していくことが事業者の質の向上につながると考えられるため。	此花区
	13	障がい福祉サービスを利用されている方の、本人の意向に添わないサービス利用がされる不適切支援について	区内において、本人の意向に添わないサービス利用がされていると思われる事例が見受けられる。	障がい福祉サービス事業者の認可新規申請をする際、従業者の勤務体制や勤務形態、組織体制図、平面図等の提出を求めて大阪市内で書類審査を実施し認定されている。 上記に加え、障がい者がどのような暮らしを送るかは、本人が決めることが前提であり、利用者の意向確認がされ、計画の見直しがされているか。 障がい者の人権について配慮する項目を追加する必要がある。 また、指定後のチェック機能の仕組みが必要と考える。	障がい福祉サービス事業者は大阪市内で認可されている事業であり、障がい者が必要なサービスを受けながら人格と個性を尊重し合いながら生活できるよう、障がい者の人権について配慮する項目を追加するなど、サービスの質を担保できるような認可体制を市域全体で検討する必要があると考える。	生野区
	14	定期受診のない方の診断書作成について	知的障がいの方の場合、定期的な受診をしていないケースも多いため手帳の取得(更新)や年金申請、区分申請にかかる診断書を記入してもらえ病院を探すことが困難な場合が多く見受けられる。こういった場合区役所としてどのような対応をおこなっているか、またどこまでこういった現状を把握しているのか。	かかりつけ医のいない、定期受診の無い方のケースにも対応してもらえる病院の精査ならびに断らないよう病院への働きかけが必要。	かかりつけ医がいなかったり、定期受診の必要性がない方が、診断書作成を依頼すると断られてしまうケースに対して、市として方策を考えていく必要があるため。	都島区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
支給決定	15	認定結果が出るまでのサービス利用について	介護保険サービスは要介護認定が下りるまでが早いことに加え”みなし”でサービスが使えるのに、障がい支援区分は判定まで2～3か月かかる上に介護保険のようにみなしでのサービス利用が困難である。	暫定ケアプランの代替案、もしくは審査会の開催頻度を増やすことで障がい支援区分の判定にかかる時間をなるべく短くしていく体制づくりが必要である。	障害福祉サービスの利用者は、暫定ケアプランという制度自体が無い為、区分認定調査結果が出るまではサービス利用が出来ず、結果的に自費負担せざるを得なかったり退院など次のステップに繋がれず医療機関への連携を余儀なくされるケースがある為。	都島区
	16	障がいサービスの支給決定の遅れについて	令和4年度は認定区分の更新申請から何か月も支給決定されないケースが頻発しております。 事業者としては、更新後の認定区分がわからないからといってサービス利用に制限をかけるわけにいかないのが実情であり、また、支給決定が遅れていることに不安を抱く利用者への説明も現場の大きな負担となっています。	支給決定の遅れが生じないよう改善策を講じてください。	区単位で解決できない課題であるため。 （市課題）	東住吉区
	17	補装具・日常生活用具給付について	身体障がい者の中でも「内部障がい」で手帳を取得されている方の場合、補装具（車いす）などの福祉用具を購入する際の助成対象にならない場合があるため、日常生活に支障・制限が生まれてしまっている。	福祉用具の対象拡充と給付基準の見直し	現状では、一部支援用具の給付基準が「上肢下肢体幹機能〇級以上」若しくは「指定難病で医師意見書があれば相談可」となっており、内部障がいでも実質的に車椅子などが必要であるにも関わらず給付や助成を受けられないケースがある。必要な人に必要な物が届いていない現状の把握と給付基準見直しが必要であると考えます。	都島区
	18	身体障がい者で移動支援サービスが利用できないケースについて	大阪市の移動支援サービスが真に必要な身体障がい者にとって利用できないケースがある。（例えば片麻痺で車いすを使うが、移動支援の対象とはならず自走するには限界があり、外出支援が必要でも支援が受けられない状況がある。）	大阪市の身体障がい者の移動支援サービス利用者の対象条件を見直す必要がある。	大阪市としての特に身体障がい者の移動支援サービス利用者対象条件を見直す必要があると考える。	都島区
	19	移動支援について	・外出支援は外出先での事故などのリスクが高く、また天候などの事情により急なキャンセルも多いが報酬単価が低い。そのため移動支援のみのサービス提供では採算が取りにくく、必要な資格を取得するメリットも乏しい。 ・ヘルパーとの1対1による支援よりも、集団での支援を希望される利用者もいる。 ・利用に慣れるまで家族が付き添うこともある。 ・移動支援の対象要件について、身体障がい者では全身性障がいかつ身体障がい者手帳1級の要件が必要であり、中度以下の身体障がい者の外出支援がなく、余暇活動や社会活動の機会が限られている。 ・入所施設で移動支援が認められているのは全身性障がい者のみである。これに該当しない障害者の外出支援が施設職員による対応に任されることから人員配置等の理由により対応困難な現状がある。	・外出支援のリスクと課題を把握し、他の市町村と比較した上でサービスの提供が継続できるよう報酬単価の見直しや対象要件を緩和する必要がある。 ・初任者研修の内容に精神・身体・知的・難病の外出支援を含めるよう見直しが必要である。 ・余暇の充実を図るようグループ支援型の移動支援の提供など柔軟な対応、入所施設の全身性障がい者以外の方の利用についての検討が必要である。	・外出する機会を保障できるよう対象要件の緩和や報酬単価も含めた見直しが必要と考える。	淀川区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
制度内容	20	医療的ケアが必要な障がい者の通所支援について	医療的ケア及び医療行為を必要とする障がい者の受け入れを可能とする事業所が不足していることにより、日中活動及び訓練の機会が制限されている。 特に18歳以上の障がい者においては受け入れが可能な事業所はさらに減少する。 また、生活介護・短期入所・就労支援サービス等への通所において送迎時における医療的ケア・医療行為に対応できる職員が配置できないという理由で利用を断られるケースも珍しくはなく、家族対応に委ねられることも多い。 本人・家族・事業所からも看護師同伴が可能な送迎サービスがあればというニーズが確認できている。	・障がい児が利用できる医療的ケア通学支援事業で補償されている支援と同等のサービスを、福祉サービス事業所への送迎時でも利用できるような仕組みを創設していただきたい ・また、就業時に利用できる重度障がい者就業支援事業のように通所系サービスにおいてもヘルパーが利用できるような仕組みを創設していただきたい。	・障害者差別解消法の観点からも医療的ケアが必要であることを理由にサービスの利用が断られることがないように柔軟な取扱い、または独自の制度の創設が必要と考える。	淀川区
	21	計画相談支援について	・セルフプランから計画相談支援への移行時、更新月やサービス変更時等でないとサービス等利用計画を立てることができない制限がある。 ・ハラスメント行為が目立つ場合、二人体制で訪問が必要なケースもある。	・計画相談支援を導入（サービス等利用計画を作成）する条件を緩和する必要がある。 ・二人での訪問が必要な場合は加算を設けるなどの改善が必要である。	・実情に合った対応ができるよう要件を緩和する必要がある。	淀川区
	22	ショートステイおよび緊急時の受け入れ先について	・ショートステイの地域偏在のため、他市かつ遠方のショートステイを利用せざるを得ない場合が少なくない。 ・加えて緊急対応を要するケースを受け入れるショートステイは非常に限られている。	・ショートステイの地域偏在を解消する必要がある。 ・ショートステイに限定せず緊急時の受け入れ先を拡充する必要がある。	・緊急時に利用者、家族、支援者が疲弊しないような体制の整備が必要と考える。	淀川区
	23	居宅における、ガイドヘルパーによる、代筆・代読の支援	視覚障がい者は同行援護制度によって、主体的な社会参加ができるようになりましたが、同制度は、外出における支援として、居宅内における代筆・代読サービスを除外しています。郵便物、回覧板、薬や家電製品の説明書、お子さんのいる家庭は学校等からの便り等々、社会生活を送る上での必要な情報が適切に得られないで困っています。	厚労省では、視覚障がい者に対する日常生活の代筆・代読は必要な事業として、障害者総合支援法の地域生活支援事業における意思疎通支援を位置づけています。現在、同事業として、手話通訳や要約筆記者の派遣は行われていますが、居宅内における代筆・代読についてガイドヘルパーを派遣できる事業にも拡充していただきたい。	地域生活支援事業は、該当する自治体において運営・実施されるものですから、大阪市が視覚障害者に対する意思疎通支援を事業化する必要があります。令和4年5月に公布・施行された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に則って、居宅においても、代筆・代読支援により、視覚障害者が、社会生活上必要な情報の取得をすることができ、適切な意思表示へとつなげることができるようにしていただきたい。	旭区
	24	母子支援施設入所者の障がいサービスの制限について	母子支援施設に入所している母子のうち半数ぐらいは母と子のいずれか、または両方ともが何らかの障がいがあるケースが増えている。障がいがある理由で家事ができない、部屋が整理されていない、育児が十分にできないという家庭も見受けられ、施設の母子支援員だけでは、毎日個別に対応することが難しいため、児の生活環境の悪化につながっているケースがある。	個別の対応（居宅介護、移動支援、生活介護など）が必要な母子に対する制度利用制限の緩和。または、上記母子へのボランティア等の対応で生活環境を整える。	母子支援施設で支援が必要な障がいのある母子の割合が増え、支援員の体制が現行では見合っていないことが考えられる。実情として、個別に対応が必要な母子に対する支援を検討する必要があると考える。	阿倍野区
	25	放課後等デイサービスの原則日数を越えて支給決定する際のセルフプラン者の取り扱いについて	放課後等デイサービスの原則日数を越えて支給決定する際は、セルフプラン利用者への支給決定は認められておらず、障害児相談支援をつける必要性がある。しかし、事業所不足が深刻である中、早期につけられないこともあり、結果必要な支援を制限される仕組みとなっている。	セルフプラン利用者で早期に対応が必要な場合等、障害児相談支援をつけることが困難な場合は、事情を把握して区で支給決定の判断ができるようにする必要がある。	市全体で障害児相談支援事業所の不足が深刻であることを踏まえ、家族などによる選択やサービスの権利を認めることが必要である。	住吉区
	26	放課後等デイサービス事業者による小中学校への送迎について	小中学校の児童・生徒が放課後等デイサービスを利用する際、子どもの安全性に配慮し、事業者による車での送迎が行われているケースが多くあります。しかし、学校の敷地内には駐停車できず、周辺道路は駐車禁止であるため、多くの送迎車は周辺道路に一時停車あるいは周回しており、そのことに地域住民からは苦情が寄せられています。	各小中学校において統一的なルールを定めることは困難だと思いますが、解決に向け、学校ごとに送迎事業所との話し合いの場を設けるなど、可能な限りの配慮を求めます。	区単位で解決できない課題であるため。（市課題）	東住吉区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
地域生活支援拠点等	27	地域生活支援拠点等の整備について	地域生活支援拠点について事業者登録など制度上は一定の整備がされているものの、本市全体として活用が浸透しているとは言い難い。	同事業のメリットや各都市の好事例などを情報収集し、より活用しやすい手引きとともに各区・事業者にフィードバックしていただきたい。	本庁の情報集約・還元機能を活かして、市の施策として同事業が促進できるよう、各区・地域の底上げを図っていく必要があると考えられるため。	此花区
見守り支援	28	不登校やひきこもりの支援について	・不登校やひきこもりの方が利用できる居場所が少なく、居場所があっても有料の場合が多い。また、カウンセリングを行っている医療機関もあるが、保険適用ができない。 ・高校中退者においては、児童発達支援は利用はできるが、放課後等デイサービスでは対象外となる。	・不登校やひきこもりの方が気軽に利用でき、且つ安心できる居場所が必要であり、利用料金に対して減免できるような体制づくりや公的な支援が必要である。 ・高校中退者が、放課後等デイサービスの利用を選択できたり、事業所等が家庭への訪問による支援ができる体制が必要である。	・個々のニーズに応じて気軽に利用できる資源の開発（例：高校中退者の放課後等デイサービスの利用・家庭へのアウトリーチ支援など）、それらを選択することができる体制の整備が必要と考える。	淀川区
防災	29	自然災害時の障がい者の避難等について	地震や水害など毎年大きな被害が発生しており、市では障がい者の避難行動要支援者の個別避難計画づくりも始まっているが、避難行動要支援者と地域の支援者の顔合わせが出来ておらず、災害時に困ることが想像される。また、法改正により福祉避難所に直接避難できるようになったが、その仕組みづくりがされていないため、直接非難できない。また学校等の避難所に障がい特性に応じた環境整備が進んでいない。	個別避難計画づくりには福祉専門職も入り、また障がい者も参加できる地域の防災訓練の仕組みづくりが必要。そして福祉避難所に障がい者が直接非難に行ける仕組みを作る必要がある。	大阪市の福祉局と危機管理室が連携して、障がい者が災害時に安心して避難できるよう、個別避難計画をどうしたら実際に使えるものにするか急ぎ検討し、障がい者も参加する地域防災訓練の仕組みづくりと、学校等避難所の障害特性に応じた環境整備（例：ろう者のホワイトボードなど）と、福祉避難所に直接避難できる仕組みづくりを、市として早急に構築する必要があるため。	都島区
	30	災害発生時に区が立ち上げる対策本部への参画	障がい者基幹相談支援センターは、災害発生時、自立支援協議会や地域の皆様とのネットワークを通じて、区内障がい児者やその家族等の安否確認等を行う必要があると考えてます。	避難所での様子、状況によっては施設への収容等のコーディネートをとともに進めていかなければならないと考えています。	危機管理担当者との情報交換や個別避難計画の作成等の協力が必要ですが、発生時には区が立ち上げる対策本部の一員となることで、よりスムーズな連携が図れるのではないかと考えています。	西淀川区
	31	コロナ禍における災害に強いまちづくりについて	コロナ禍で、地域のイベントや防災活動が極端に少なくなった。この3年外出に制限がかかったことで、障がい当事者がまちへ出て、人とつながる機会も激減してしまった。	障がい者が再びまちへ出て、人とつながり、誰もが安心して暮らせるまちづくりを考えると、当事者のニーズを聴きながらまちづくりに反映する必要がある。防災に関してマップやアプリの作成・避難所運営など、企画段階から様々な障がい者が参画する仕組みが必要である。	自然災害のリスクが増加する中、誰もが命を守ることができる体制が求められる。障がい者が要援護者として助けられるだけの存在ではなく、ニーズや解決策を伝えることで災害に強いまちづくりに貢献できるという意識を市全体として発信することが必要である。	住之江区
	32	役所の窓口の対応、人事異動の課題	サービス内容の説明や利用までの流れ、計画相談支援の説明など、特に人事異動があったりすると、利用者が区窓口に来られた際に詳細説明や適切な情報提供があまりされず、計画相談の利用を諦めたり、よくわからないままに申請され、後に利用者も相談支援事業所も困惑するというケースも多く見られる。	区役所内部での研修の実施や強化、担当者の人事異動等で、年度により担当が変わった場合でも十分な引き継ぎができる体制づくりが必要。	これまでにも窓口での対応について改善を求めてきたが、担当者の人事異動により、年度が替わるとこれまでの対応の積み上げがリセットされることも多く、利用者にとって不利益とならない体制を確立するには区の体制について市として検討していく必要があると考える。	都島区
	33	講師の費用捻出について	・地域自立支援協議会のなかで研修を積極的に行きたいが、予算等の条件に合う講師を探すことに時間と労力がかかっている。	・適切な研修を企画または受講できるよう講師費用の見直しが必要と考える。	・地域課題の解決と専門性向上のため大阪市で規定されている講師に係る謝礼金の取扱基準について見直しが必要と考える。	淀川区

類型		件名（標題）	課題（現状）	解決に向けた方策案など	市の施策として取り組むべき課題と考える理由	区
その他	34	障がい者基幹相談支援センターの体制強化について	区内において、相談件数、相談人数ともに増加しており、緊急対応事例や困難事例の相談も増加している。特に、困難事例については、専門的な知識を要することから、対応時間・人数共に要しており、対応に苦慮している。 （相談受付数：月平均258件）	各区の障がい者数の推移等、障がい者基幹相談支援センターの相談対象者数の実態及び緊急対応事例や困難事例数等も把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりが必要である。 また、市が実施する研修を拡充し、障がい者基幹相談センターの職員全体のレベルアップを図る。	障がい者基幹相談支援センターは、市の委託事業であるため、各区において適切な相談支援体制が構築できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。	生野区
	35	事業所数の増加に伴う、連携づくり強化について	区内でも福祉事業所数の増加に対して、協議会へのよびかけが難しくなっている	協議会事務局を設置し、対応しているが職員専任体制の強化が必要である	協議会の周知、参加について事業所からの積極的な発信がされるような援助、情報発信が必要	城東区
	36	区役所と相談支援事業所との連携について	障がい者の課題は複雑・多様化している。貧困家庭も多く、区の生活支援課と連携するケースが増加しているが、区担当者の制度の理解不足や信頼関係の構築が難しい。	区の担当者が短い期間で交代してしまい、引き継ぎが十分ではないケースもある。生活支援課であっても基礎的な制度理解を行い、相談機能を果たしつつ権利擁護に関する理解を深め、利用者との信頼関係を構築する施策が必要である。	行政にしか権限が与えられていない内容もあり、利用者がまず相談するのは区役所であるため、生活支援課に限らず区役所の役割は重要である。	住之江区
	37	区役所の人員体制の強化、業務改善について	障がい福祉業務ではそれぞれの障がい特性や複雑多岐に渡るサービスに関する知識やスキルが求められるため、2～3年で異動となる区の職員体制ではそもそも無理がある。また近年では、各区ともに職員の削減、業務の増加があることから、支給決定業務等での対応が、以前に比べて明らかに追いつかず、職員が疲弊する状況も見受けられる。	市民サービスの低下は防ぐべき最優先課題であり、特に障がい福祉サービスでは障がい特性や各種施策の理解に基づいて、個々の障がい者への対応が十分にできる仕組みや職員体制の強化、業務の簡素化ができるツールの導入等を検討することが必要である。また以前のように、障がい福祉業務に長く携わるベテラン職員を固定配置するような人事も改めて検討すべきである。	区単体で解決できるものではなく、市全体の行政課題として、どの区においても個々の障がい者への対応が十分にできる体制、スキルを構築する必要があるため。	住吉区
	38	「昨年度までに報告した課題」について	以前より「昨年度までに報告した課題については記載不要」とされているが、今まで各区から報告された課題は解決もしくは解決に向けて何か前進したとは言えず、殆どの課題がそのまま残っている。解決されていない課題については、「昨年と同じ課題は報告しない」ように言うべきではないと思うがいかがか。	各区から報告されている課題は、いずれも区内で問題となっている切実な課題と受け止め、解決に向けた方策、あるいは少なくとも解決に向けた道筋や見通しを示し、毎年その進捗状況を明らかにする必要がある。どうしても解決困難な課題については、その理由も明らかにして議論すべきである。 解決していない課題については、同じ内容であっても引き続き報告できるようにするとともに、その課題によって新たな課題が生じているのであれば、そのことも付記するよう周知すること。	各区からの報告課題について、この間のように解決されないまま残されていくようでは、課題ばかりが積み上がってしまい、この区協議会からの報告の仕組みそのものに対する信頼性も失われ、成り立たなくなるため、改めて課題解決に向けたルールを整理した方がよいと考える。	住吉区
	39	犬・猫の多頭飼育による飼育崩壊の未然防止について	ペットの適正な飼育がなされず、多頭飼育・飼育崩壊に至る事例が散見されます。障がいのある方が多頭飼育に追われ、自身の生活さえ危ぶまれるケースも珍しくありません。 こうした背景には、望まない繁殖を防ぐ手立て（不妊去勢手術）を講じられない、あるいは、その必要性を理解できていない飼い主の存在があります。	飼育崩壊に陥らないよう、不妊去勢手術費用の捻出が困難な方には、たとえ飼い犬、飼い猫であっても費用の一部を補助するなど、行政による積極的な介入、未然防止策を講じるとともに、適正飼育への理解を促す啓発・指導を継続していく必要があります。	区単位で解決できない課題であるため。 （市課題）	東住吉区
	40	各区地域自立支援協議会の事務局を担う障がい者基幹相談支援センターと保健福祉センターの体制強化について	平野区では575か所の事業所（350の運営法人）の福祉サービス事業所が活動しています。当事者の方のためにもそれだけの事業所を取りまとめ連携を図る必要がありますが、基幹相談支援センターは後方支援と一般の相談の増加、保健福祉センターは支給決定業務増加に追われ、人員不足から自主的、自発的な運営に無理が生じています。 （例えば平野区ではのべ250名の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しており担当が配置されている。地域自立支援協議会にも事業所数やサービス申請の増大に伴った人員配置が急務である。）	各区の障がい者数の推移等、障がい者基幹相談支援センターの相談対象者数の実態を把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりと、一つの目安として民生委員・児童委員の数よりも事業所数が上回る区には地域自立支援協議会担当職員を配置できる体制づくりが必要である。	障がい者基幹相談支援センターは、市の委託事業であるため、各区において適切な相談支援体制が構築できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。 また、制度発足時よりも支給要件・加算要件など複雑化し業務の煩雑化の大きな福祉サービス支給業務を今一度見直すか業務量積算を再検証し職員の適正配置を行うことが地域自立支援協議会の構成員・対象者との良好な関係を構築するうえで必要があると考える。	平野区